

IIJ 広域ネットワークサービス利用規約

第1条(定義)

この規約において、以下の用語は以下の意味で使用します。

- (1) IIJ 広域ネットワークサービス
株式会社インターネットイニシアティブ(以下「当社」といいます。)が他の電気通信事業者(以下「第三者事業者」といいます。)の電気通信サービスを利用して提供する電気通信サービス
- (2) IIJ 広域ネットワークサービス契約
IIJ 広域ネットワークサービスの提供に係る契約
- (3) 契約者
IIJ 広域ネットワークサービス契約の契約者

第2条(申込の方法)

IIJ 広域ネットワークサービスの申込は又はその変更の申込は、当社所定の申込書を当社に提出することにより行います。

第3条(利用の条件)

- IIJ 広域ネットワークサービスを利用するためには、当社のネットワーク接続装置を設置する必要があります。
2. 当社のネットワーク接続装置を設置するために必要となる場所は、契約者に提供していただく必要があります。

第4条(権利の譲渡の禁止)

契約者は、IIJ 広域ネットワークサービス契約上の権利又は義務を譲渡することができません。

第5条(契約者の氏名等の変更の届け出)

契約者においてその名称、住所その他表面記載の事項に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出るものとします。

第6条(責任の限定)

- 当社は、この規約において明示的に規定された場合又は当社と契約者とが別途書面で合意した場合を除き、IIJ 広域ネットワークサービスについての保証は行わず、原因の如何を問わず賠償、返金、料金の減免等の責任を負いません。
2. 前項の規定にかかわらず、IIJ 広域ネットワークサービスに係る当社と第三者事業者との間の契約において当該第三者事業者による賠償、返金、料金の減免の規定がある場合には、当該規定に従い当社が第三者事業者から受けた賠償、返金又は料金の減免額に相当する額を、第 10 条に定める料金から減額するものとします。

第7条(利用の中止)

次に掲げる場合においては IIJ 広域ネットワークサービスの提供が中止されることがあります。

- (1) 第三者事業者の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 第三者事業者の電気通信設備の障害のためやむを得ないとき
2. 当社は、前項の場合において第三者事業者から事前に連絡を受けた場合には、これを契約者に事前に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。

第8条(利用の停止)

当社は、次に掲げる場合において IIJ 広域ネットワークサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 契約者が IIJ 広域ネットワークサービスを、不正、違法、不当、公序良俗違反、当社もしくは当社のサービスの信用を毀損する、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様で利用し、又は、利用するおそれがあるとき
 - (2) 契約者が IIJ 広域ネットワークサービス契約上の債務の支払いを怠り、又は、怠るおそれがあるとき
2. 当社は、前項の規定により IIJ 広域ネットワークサービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由及び期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第9条(当社の解除)

当社は、契約者が、前条第1項に掲げる事由に該当し、これを解消していない場合にあっては、IIJ 広域ネットワークサービス契約を解除することができます。

2. 当社は、前項の規定によりIIJ 広域ネットワークサービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

第10条(契約者の解除)

契約者は、60日前までに当社に書面で通知することにより、IIJ 広域ネットワークサービス契約を解除することができます。

第11条(料金)

契約者は、当社の定める料金(初期費用、一時費用及び月額費用)を当社の定めるところにより支払うものとします。

2. 第7条(利用の停止)の規定により、IIJ 広域ネットワークサービスの提供が停止されている場合においては、当該サービスに係る月額費用は発生するものとします。

3. 契約者が、料金の支払期日を経過してなお料金の支払いを行わないときは、支払期日の翌日から起算して実際に支払われた日の前日までの期間について年14.6%の割合で算定した額を、延滞利息として、当社の定めるところにより支払うものとします。

4. IIJ 広域ネットワークサービスの料金には、消費税が別途賦課されます。

第12条(最低利用期間)

IIJ 広域ネットワークサービスの最低利用期間は1年とし、その起算日は課金開始日とします。最低利用期間内においてIIJ 広域ネットワークサービスの解除が行われた場合にあっては、契約者は直ちに、調定金として、最低利用期間の残余の期間に対応するIIJ 広域ネットワークサービスの月額費用を支払うものとします。

2. 最低利用期間内においてIIJ 広域ネットワークサービスの契約内容の変更が行われたときは、変更の内容により、契約者は調定金を支払う必要がある場合があります。当該調定金の額及び支払方法は、変更内容に応じ、当社が契約者に対して個別に示すものとします。

第13条(子会社との情報共有)

当社は、契約者に対して最適なサービスプランの提案その他契約者の利便向上に関わる目的のため、契約者がIIJ 広域ネットワークサービスを利用している事実及びその態様について、当社の子会社と情報を共有することができます。

第14条(規約の変更等)

当社は、第三者事業者による変更その他の理由から、IIJ 広域ネットワークサービスの内容及びこの規約を変更する場合があります。当社は、当該変更が行われる前に契約者にその旨を通知するものとします。

2. 第三者事業者が、IIJ 広域ネットワークサービスに係る第三者事業者の電気通信サービスを廃止した場合にあっては、当該廃止に係るIIJ 広域ネットワークサービス契約は解約されるものとします。この場合において第12条(最低利用期間)の規定は適用されません。

第15条(第三者事業者が定める取引条件)

IIJ 広域ネットワークサービスにおいて、当社が役務を調達する第三者事業者が定める特別の取引条件が契約者に示されている場合は、当該条件はIIJ 広域ネットワークサービス利用規約の各条項に優先して適用されるものとします。

第16条(カスタマーハラスメント)

IIJ広域ネットワークサービスの利用にあたり、契約者が、当社(当社の委託先を含み、以下本条において同じとします。)に対する問い合わせ等において、当社への要求内容が著しく妥当性を欠く場合、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な場合その他刑法、軽犯罪法等の法令に抵触し又は抵触する虞がある場合(以下「カスタマーハラスメント」といいます。)、当社はIIJ広域ネットワークサービスの履行その他利用者からの要求を断ることができるものとします。カスタマーハラスメントには、契約者が以下のいずれかの事由に該当する行為を為した場合を含み、それらに限られません。

- (1) 契約に定める範囲を越えた要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求
- (2) 合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求
- (3) 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為
- (4) 威迫、脅迫、威嚇行為
- (5) SNSやインターネット上での誹謗中傷
- (6) 侮辱、人格を否定する発言、性的嫌がらせ、プライバシー侵害行為
- (7) 傷害、暴行、恐喝、強要またはそれらの未遂
- (8) 信用棄損、業務妨害、威力業務妨害
- (9) 不法侵入、不退去
- (10) 前各号に類する行為

2. 契約者は、カスタマーハラスメントを行ってはならないものとします。なお、カスタマーハラスメントにより当社、当社関係者が損害を被った場合、当該行為者は、当社に生じた損害(慰謝料を含みます。)を賠償するものとします。
3. 第1項の定めに該当する場合、当社は自己の債務不履行に関して一切責任を負わないものとします。
4. 第1項の定めに該当する場合、当社は、当該契約者とのIIJ広域ネットワークサービスに係る契約を何ら負担なく解除することができるものとします。
5. 第1項の定めに該当する場合、当社は、当社の判断において、警察、弁護士等への通報、連絡を行い適切な対処をするものとします。

第 17 条(準拠法及び管轄裁判所)

IIJ 広域ネットワークサービス利用規約は日本法に準拠するものとし、IIJ 広域ネットワークサービス契約に関する紛争については、当社所在地を管轄する裁判所を第1審の専属の管轄裁判所とします。

第 18条(協議事項)

IIJ 広域ネットワークサービス利用規約に定めない事項及び IIJ 広域ネットワークサービス利用規約の解釈に疑義が生じたときは、当社及び契約者は誠意をもって協議し、速やかに解決するものとします。

以上